

令和6年度岡山県教育委員会臨時事務職員募集一覧

No.	1	2			3
職名	事務員	主事			主事（育短代替）
身分	会計年度任用職員	任期付職員 (産休代替)	任期付職員 (育休代替)	臨時的任用職員 (欠員補充等)	任期付短時間勤務職員 (育短代替)
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第2号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項	地方公務員法第22条の3第1項	地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項
任用期間	会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の範囲内	産前産後休暇を取得する職員の休業中の期間の範囲内	育児休業等を取得する職員の休業中の期間の範囲内	6か月以内の期間（1回更新あり、最長で令和7年3月31日まで）	育児短時間勤務を取得する職員が短時間勤務を行う期間の範囲内
勤務場所	本庁（岡山県庁舎内）、教育事務所、教育機関並びに県立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ※教育機関は発掘調査事務所勤務を、県立高等学校及び中等教育学校は図書室勤務を含む。				
職務内容	各所属における事務補助等	県条例、規則等に基づく一般行政事務等			
給料	月額166,500円	一般職員に準じて、経験年数を考慮した額 参考：月額189,300円（大学新卒者の場合）			一般職員に準じて、経験年数を考慮した額に、週当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額
諸手当	通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。 (住居手当、扶養手当等は支給されない。)	扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。			通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。 (住居手当、扶養手当等は支給されない。)
勤務時間等	1日7時間45分、週38時間45分 勤務日及び勤務形態は、所属長が定める。				原則1日6時間、週30時間 勤務日及び勤務形態は、所属長が定める。
勤務日	原則月～金曜日（祝日を除く。） ※土・日曜日に開庁する所属においては、この限りでない。				
週休日	原則土・日曜日 ※土・日曜日に開庁する所属においては、4週間において、8日週休日を割り振る。				
社会保険等	任用期間に応じて、共済組合、社会保険等に参加する。				